

<p>【意見 3-5】 委託契約書の文言と請求書の様式について 委託契約書第 5 条の規定における賃貸料を指す 請求書(第 1 号様式)は賃貸料を指す しているが、実際の第 1 号様式は「概 算請求書」となっており、矛盾がある。 ある。</p> <p>【意見 3-6】 目的の記載について 「地域住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発」など の事業を行っていることはいえず、実際に、委託契約書においても、該項目は考慮されていない等の役割を終えていると考えられるため、委託する事業目的から削除することが必要である。</p> <p>【意見 3-7】 計算方法について 「地元住民に対する歯科の救急医療知識の普及啓発」など の事業を行っていることはいえず、実際に、委託契約書においても、該項目は考慮されていない等の役割を終えていると考えられるため、委託する事業目的から削除することが必要である。</p> <p>【意見 3-8】 全額算定の確認書について 予定価格の算定方法に欠ける点が見直すことによっては、文書添付要件がないため、業務履行が確実に完了する根拠を添付するよう改善することが望まれる。</p> <p>【結果 3-5】 結果の表示について 再委託を行う場合に、委託先と県の不足により発生した事案であるため、所属において担当職員が複数いるなど再委託書に記載がなかった。</p>	<p>ユアフルにも明記とともに、研修等で周知する。</p> <p>【対応】 (福祉保健部・会計管理局) 平成26年度から、「会計管理司」 を「会計監理司」とし、第1号様式の名 称を「請求書」とし、契約書と矛盾 ないように改めた。 請求書(第1号様式)は「概 算請求書」となっており、矛盾があ る。</p> <p>【意見 3-9】 再委託先の契約状況等の把握と適切な管理について 再委託実施の協議を徹底し、その 際に再委託先の選定方法や履行を担 保する方法を確認するとともに、と しては、再委託先の実態調査を行 うこととする。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書132 ページ</p> <p>【意見 3-10】 支出金額の妥当性について 支払報告書添付の収支明細の金額 を算定する場合には、その理由等で 受けられるべきである。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書137 ページ</p> <p>【意見 3-11】 事業委託契約について 精算書等を伴う委託契約で見積書等 について事業実施時に明確に記載して 決裁を受けるべきである。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書138 ページ</p> <p>【意見 3-12】 収支精算書の検討について 精算書を行っている委託先との委 託契約で合理的な算定方法を用 いて、予定価格等を十分に検討し、 その結果を検討して適切に保管する 必要がある。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書139 ページ</p> <p>【意見 3-13】 業務書について 毎期の精算額を反映する分析し、 翌期の精算額を算定することとして、 平成22年度の契約にて積算額を算定し、 契約を締結した。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書141 ページ</p> <p>【意見 3-14】 支収計算書について 支収計算書の支出金額について正確に 把握し、根拠資料を入手することが 望ましい。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書141 ページ</p> <p>【意見 3-15】 委託事業費の算帳把握について 委託光の支出金額について正確に 把握することを望ましい。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書143 ページ</p>
<p>【対応】 (福祉保健部・会計管理局) 今後所管課において再委託の管理状況の 確認を徹底する。 また、全行业的な対応としては、再 委託先との契約の確認手続について 再委託先の管理状況を直接レ ビューアーする望ましい。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書135 ページ</p> <p>【意見 3-9】 再委託先の契約状況等の把握と適切な管理について 再委託実施の協議を徹底し、その 際に再委託先の選定方法や履行を担 保する方法を確認するとともに、と しては、再委託先の実態調査を行 うこととする。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書137 ページ</p> <p>【意見 3-10】 支出金額の妥当性について 支払報告書等の支出根拠資料につ いては、必要な書類の提出を依頼し、 委託先との契約の確認手続にも明記 されることとする。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書138 ページ</p> <p>【意見 3-11】 事業委託契約について 精算書等を伴う委託契約で見積書等 について事業実施時に明確に記載して 決裁を受けるべきである。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書139 ページ</p> <p>【意見 3-12】 収支精算書の検討について 精算書を行っている委託先との委 託契約で見積書等を算定することと しては、予定価格等を十分に検討し、 その結果を検討して適切に保管する 必要がある。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書140 ページ</p> <p>【意見 3-13】 業務書について 毎期の精算額を反映する分析し、 翌期の精算額を算定することとして、 平成22年度の契約にて積算額を算定し、 契約を締結した。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書142 ページ</p> <p>【意見 3-14】 支収計算書について 支収計算書の支出金額について正確に 把握し、根拠資料を入手することが 望ましい。 （福祉保健部・会計管理局） 報告書142 ページ</p>	<p>（福祉保健部・会計管理局） 報告書135 ページ</p> <p>（福祉保健部・会計管理局） 報告書137 ページ</p> <p>（福祉保健部・会計管理局） 報告書138 ページ</p> <p>（福祉保健部・会計管理局） 報告書139 ページ</p> <p>（福祉保健部・会計管理局） 報告書140 ページ</p> <p>（福祉保健部・会計管理局） 報告書142 ページ</p> <p>（福祉保健部・会計管理局） 報告書142 ページ</p>
<p>【対応】 （福祉保健部・会計管理局） 報告書143 ページ</p>	

		児童養護施設支援事業者等相談会開催(児童アフターケア事業)委託契約	【結果第3-6】実施委更契約書の手続について 事業経営の場合においては、契約書の規定に基づき実施変更計画書を作成し、当該手続が行われていない。	り積算額を実態的に把握することとした。全行业的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し再発の防止を図っていく。
		児童家庭支援センター運営事業委託契約	【意見第3-16】契約書について 記載について 委託契約書に、再委託の禁止の文言が記載されていないため、明記されることが望ましい。	(福祉保健部・会計管理局) 平成26年度の事業においては、受託法人に変更計画書の提出を求め、報告書による周知や研修などにおいて注意喚起し、周知徹底を図っていく。 (福社保健部・会計管理局) 平成27年度から契約書に再委託の禁止に関する事項を盛り込み要約縮結式としている。また、全行业的な対応としては、再委託を図るために、委託契約書等で周知する。 【対応済】
		児童家庭支援センター運営事業委託契約	【結果第3-7】文書について 美施同上の業者名と異なる業者と契約を行っている。	(福社保健部・会計管理局) 担当保健師の不注意や会計事務知識不足及び監督職員の確認不足が主な原因により発生した事業であるため、所内において担当事業所による後悔的なチエックを行うなど再発防止を図るため、委託契約書等で周知する。 【対応済】
		【意見第3-17】委託料収支精算書に対する対応について 委託料収支精算書へ正確な記載を図るために把握することが望まれる。	【意見第3-18】収支精算書提出時の収支明細書の添付について 委託料収支精算書(第5号様式)の正確な記載を促すことが望まれる。	(福社保健部・会計管理局) 平成26年度委託契約における収支精算書の作成に当たっては、実態を正確に反映した収支状況を記載させた。また、全行业的な対応としては、文書による周知や研修などにおいて注意喚起し、再発の防止を図っていく。 【対応済】

<p>文書に記載された数値の訂正方法について ついて、算額の訂正是、書正者の押印に基く見え消しを徹底されたい。</p>	<p>【結果 4-6】 文書審閱の押印について 平成28年3月分実績表(月報)において、一般産業物販の班賃や対策監の回議の查閱の押印が証跡として残されており寸不適切である。</p>
<p>【意見 4-5】 設計積算の根拠は具体性と明確化根拠を具备する必要がある。</p>	<p>【意見 4-6】 発見された不法投棄の廃末管理について 不法投棄が発見された場合、その後のフローといつて業務管理にどのように活かされているのかが判断困難ではない。個別に廃末管理が必要な事象については「要(業務対象)リスト」などの業務管理表を作成し、適切な業務管理となるような管理手法を構築し適切に対処することが望ましい。</p>
<p>【意見 4-7】 結果書の内容について 積算書に記載された項目ごとの数量を、月を単位にまとめられた表式化しなって、業務手法の費用対効率の必要性についても織続的に検討を行っていくことが望ましい。</p>	<p>【結果 4-7】 結果書の内容について 積算書に記載された項目ごとの数量を、月を単位にまとめられた表式化しなって、業務手法の費用対効率の必要性についても織続的に検討を行っていくことが望ましい。</p>
<p>【意見 4-8】 契約金額の妥当性について 随意取引でシステム運用保守を行ふ場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者に分からぬよう手続や添付した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。</p>	<p>【意見 4-8】 契約金額の妥当性について 随意取引でシステム運用保守を行ふ場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者に分からぬよう手続や添付した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。</p>
<p>県民安全・安心 メール配信業務 委託契約</p>	<p>(生活環境部) 今後の業務では不法投棄の発生から漏れの廃末管理を整理させ、指導管理を実施するよう徹底することも、不法投棄等事業を認知した際は、記録し、適正に処理されるまで指導等を継続する。 【対応済】</p>
<p>県民安全・安心 メール配信業務 委託契約</p>	<p>(生活環境部) 夜間パートロールによる監視活動について、事業の有効性や費用対効率を見直して、事業の実施についても継続的に検討を行っていった。 【対応済】</p>
<p>【結果 4-7】 結果書の内容について 積算書に記載された項目ごとの数量を、月を単位にまとめられた表式化しなって、業務手法の費用対効率の必要性についても織続的に検討を行っていくことが望ましい。</p>	<p>(生活環境部) 次期契約(平成28年10月1日～可能期限)より積算書の表記を直し、こととなく見直しを明確化することとし、具体的な記載内容については、平成28年度予算要求の積算根拠を見直す作業の中で確定させる。 【対応済】</p>
<p>【意見 4-8】 契約金額の妥当性について 隨意取引でシステム運用保守を行ふ場合は、契約金額の妥当性についての根拠が第三者に分からぬよう手続や添付した文書や資料等を伺い書に添付することが望まれる。</p>	<p>(生活環境部・会計管理室) 契約金額の妥当性に関するは、その仕様が求められる性質に関し、経緯により、積算書の内訳明細等の資料の添付による設計額の妥当性の明確化を図るよう徹底、全員的な対応として、会計事務員等の研修や委託契約に特</p>

(5)商工労働部	花きグリーブにおける地熱工ネットワーク調査事業委託契約	【意見5-1】審査委員の審査表の記載方法について 審査委員の審査表は不正防止や審査の透明性を高めるため、ペン書き等のことが望ましい。	化した専門事例等を具体的に示すなどして参考喚起し、周知徹底を図っていく。 【対応済】
緊急雇用ロボット支援事業委託契約	【結果5-1】契約書の規定と様式の整合性について 契約書の難解の一節様式に混乱があると思われる契約書の規定と文言よりも詳しく記載する必要がある。	(商工労働部・会計管理局) 審査結果の書き換えができるないよう改訂する等の修正ができない新規契約具で記載することを審査委員に依頼した。 【対応済】	(商工労働部) 審査結果の書き換えができるないよう改訂する等の修正ができない新規契約具で記載することを審査委員に依頼した。 【対応済】
農業機械支給事業委託契約	【意見5-2】農業機械の課税事業者の確認手続について 新設後間もない法人と委託契約を締結する場合、税務署による「課税事業者届出書」のほか、税務署が課税事業者であることを確認する手続とすることが望ましい。	(会計管理局) 平成元年の自治省行政局長通知、 「消費税導入後に基づき、本県において「消費税導入後の契約事務処理について」の取扱いを定め事務処理を行っている。行政局長通知は、「国における公的取扱いの廳舎、十分な納付手続、工事の発注、物品の調達等契約事務の運用に当たつて、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行わるよう配慮されねばならない。」との内容で課税事業者の確認は「課税事業者届出書」で足りることは、國に準じた全国共通の事務扱いとなっている。 その後新たな通知があり、「課税事業者が選択届出書」提出の必要性について検討したい。 【対応困難】	報告書 167ページ 報告書 169ページ
農業機械支給事業委託契約	【意見5-3】農業機械の妥当性の明確化について 契約でシステム運用保守についての根拠が第三者に分かれ文書や資料等を同い書に添付することが望まれる。	(商工労働部・会計管理局) 農業機械の妥当性に関する根拠、経緯や資料による根拠が第三者に分かれ文書や資料等を同い書に添付することが望まれる。	報告書 169ページ
行政情報システム構築及び運用委託契約	【意見5-4】権限時間の単価について運用に係る単価について、例えば、上級SE、初级SE、プログラマ、オペレータなど	(総務部・商工労働部) システム開発に係る標準単価について、作業担当者に求められる能力に応じ、細分化して定めるとともに、シ	報告書 171ページ

11

1

同達等契約

—

【対応落】注意喚起し、周知徹底を図っていく。

<p>【意見見第8回】 【国土調査成果の利用と市町村との連携について】 市町村と連携を図り事業実施に伴う課題を把握するため、市町村との連携不足による経済的なリスクを最小化する手段から、市町村だけが実施する国土調査成果をできるだけ活用する事態に、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ましい。</p> <p>【完了報告書】 結果7-3の記入について 報告書に記入漏れがあつた。</p>	<p>【意見見第8回】 【土木建築部】 市町村と連携を図り事業実施に伴う課題を把握するため、市町村との連携不足による経済的なリスクを最小化する手段から、市町村だけが実施する国土調査成果をできるだけ活用する事態に、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ましい。</p> <p>【対応】 これまで市町村と連携を図り事業実施に伴う課題を把握するため、市町村との連携不足による経済的なリスクを最小化する手段から、市町村だけが実施する国土調査成果をできるだけ活用する事態に、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ましい。</p>
<p>【意見見第8回】 【土木建築部】 市町村と連携を図り事業実施に伴う課題を把握するため、市町村との連携不足による経済的なリスクを最小化する手段から、市町村だけが実施する国土調査成果をできるだけ活用する事態に、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ましい。</p> <p>【対応】 これまで市町村と連携を図り事業実施に伴う課題を把握するため、市町村との連携不足による経済的なリスクを最小化する手段から、市町村だけが実施する国土調査成果をできるだけ活用する事態に、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ましい。</p>	<p>【意見見第8回】 【土木建築部】 市町村と連携を図り事業実施に伴う課題を把握するため、市町村との連携不足による経済的なリスクを最小化する手段から、市町村だけが実施する国土調査成果をできるだけ活用する事態に、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ましい。</p> <p>【対応】 これまで市町村と連携を図り事業実施に伴う課題を把握するため、市町村との連携不足による経済的なリスクを最小化する手段から、市町村だけが実施する国土調査成果をできるだけ活用する事態に、測量対象箇所については事前に文書照会し文書を保管することが望ましい。</p>

<p>道維環单中委第 1-11号道路維 持補修業務委託 契約</p>	<p>【意見7-8】 【国土調査成績の利用と市町村との連携について】 効率的な事業の実施と市町村との連携による経済的市町村に対する観点から、市町村が実施する国土調査結果を、できるだけ活用する事例として、測量対象箇所については現地に文書を保管することが望ましい。</p> <p>【結果7-3】 完了報告書の記入について 完了報告書に記入漏れがあった。</p>
------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------